

3 伊吹支所は、現行のとおりとする。

## 11 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、合併協議会で協議・確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併時に新市の市長職務執行者の専決処分又は職権により即時制定し、施行するもの。
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの。
- 3 合併後、逐次制定し、施行するもの。

## 12 町・字の区域及び名称の取扱い

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
  - (1) 観音寺市においては、現行のとおりとする。
  - (2) 大野原町においては、「三豊郡大野原町大字」を「観音寺市大野原町」に置き換え、字名「五郷海老濟」、「五郷有木」、「五郷田野々」、「五郷内野々」、「五郷井関」については、各々「五郷」を削除する。
  - (3) 豊浜町においては、「三豊郡豊浜町大字」を「観音寺市豊浜町」に置き換える。

## 13 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、1市2町で差異のない税制は、現行のとおり新市に引き継ぎ、差異のある税制は、次のとおりとする。

- 1 法人市民税の均等割については、標準税率を採用し、法人税割の税率については、100分の14.7とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は、それぞれ現行のとおりとする。
- 2 軽自動車税の納期については、5月1日から5月末日までとし、標識紛失時の弁償金については、200円とする。

- 3 都市計画税については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 4 入湯税については、観音寺市の例により統一する。

#### 14 使用料・手数料等の取扱い

- 1 使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるように調整に努めるものとする。

ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。
- 2 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるように調整に努めるものとする。

#### 15 一部事務組合等の取扱い

- 1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合、三豊総合病院組合、三豊南部環境衛生組合、香川県三豊郡山本町観音寺市学校組合、香川県市町総合事務組合、財田川防災組合については、新市において合併の日から引き続き加入する。ただし、香川県市町総合事務組合については、非常勤消防団員の災害に対する補償に関する事務等を共同処理する。
- 2 粟井坂瀬山林観音寺市大野原町組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。なお、その管理運営については、旧来の慣行を尊重し、特例措置を講ずるものとする。
- 3 香川県五郷山部分林組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、当該組合の一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 4 大野原町及び豊浜町の公平委員会に関する事務の委託については、合併の日の前日をもって当該委託を廃止する。